

## 調査を委託される場合の手続



石炭地質調査

地質調査所では、國で定められた本来の業務の他に外部の一般の要望に應ずるために、一般地質および鉱床調査について**受託調査制度**が設けられています。この**受託調査制度**は左記案内書の第3條に明記してある通り、調査に必要な旅費や使用する器具機械の費用・通信費・人夫賃などの諸経費を申請者が負担して國の調査機関を利用する制度であります。なおこの他に岩石や鉱物については**依頼分析試験制度**が設けられ、分析依頼にも應じております。

この**受託調査制度**は地方自治団体や会社、個人などの要望に答える爲に設けられている制度で、何人も諸定の手続を経て承認を得れば利用出来ます。

次に手続について述べますと、申請者は下記様式による申請書を2通、地質調査所長へ提出しなければなりません。

### 受託調査申請書

1. 調査目的
2. 調査箇所
3. 調査期間
4. 鉱業者又は鉱業代理人の同意者

上記に依り技術官派遣願度く申請致します。

昭和 年 月 日

申請者住所

氏名

通商産業大臣

殿

調査所において申請書を受理しますと、直ちに調査の必要があるかどうかを、各種の資料に基いて詳細な検討を行います。もし資料不備のため判定が出来ない場合には、出先機関に受託調査のための予察調査を命じます。このように各方面から慎重に審議の上可否を決定致します。

調査の実施が承認されますと、申請者に対して調査経費の納入についての告知書が送られます。申請者が告知書により所要の金額を日本銀行本・支店又は代理店へ納め、手続の全てが完了します。

ついで調査技術者が派遣され申請箇所の調査研究が行われます。

### 最近2箇年における受託調査件数

年度別	予算	申請件数	承認件数
昭和26年度	330万	150件	73件
昭和27年度	330万	200件	63件
昭和28年度	前年度より相当額の予算増加の見込		

### 通商産業部内職員受託出張規則案内書

昭和22年8月8日總理庁商工省令第3號

第1條 通商産業省又はその所属庁の所管事項について調査、試験、分析鑑定、講習、講話、等のための職員出張の申請は、別に規定する場所を除くの外、本則の定めるところに依る。

第2條 申請者は出張事項、出張地名、出張期間を記載した申請書を当該官庁に差し出さなければならない。

第3條 申請者は、職員の出張について下に掲げる費用の15割を負担しなければならない。但し、当該官庁においてその必要がないと認める場合はこの限りではない。

1. 内國旅費規則に依る旅費。

1. 器具機械費、通信費、人夫費其の他必要なる費用。

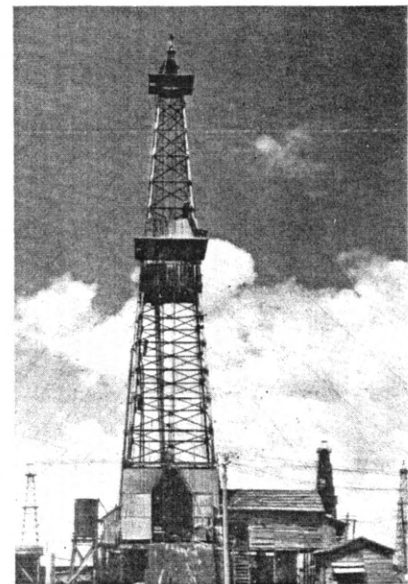
第4條 地質、鉱床又は水脈(温泉を含む)、物理探鉱又は試錐の調査については、申請者は前條の費用の外、地質、鉱床、水脈調査は毎1件1日に付き170円、物理探鉱、試錐の調査は毎1日につき350円の手数料を出張日数に應じて納めなければならない。

第5條 出張の申請を許可したときは、申請者は第3條の費用及び前條の手数料の概算額を納めなければならない。但し、当該官庁に於いてその必要がないと認める場合はこの限りではない。

前項の規定によつて納めた概算額につき精算をなした場合において、不足額があるときは申請者にこれを納めしめ過剰額があるときは申請者に拂戻請求書を差し出させる。

### 附則

この省令は、公布の日から、これを施行する。軍需部内職員受託出張規則は、これを廃止する。



富原は秋田縣  
帝石八橋油井  
(32米)